

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令 新旧対照条文
○ 毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（毒物） 第一条 毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。 一、六の二 （略） 六の三 三―クロロ―一・二―プロパンジオール及びこれを含有する製剤 六の四、六の九 （略） 七、二十四の三 （略） 二十四の四 一―（四―フルオロフェニル）プロパン―二―アミン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤 二十四の五 （略） 二十五、三十一 （略） （劇物） 第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。 一、四の四 （略） 四の五 三―アミノメチル―三・五・五―トリメチルシクロヘキシルアミン（別名イソホロンジアミン）及びこれを含有する製剤。ただし、三―アミノメチル―三・五・五―トリメチルシクロヘキシルア	（毒物） 第一条 毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。 一、六の二 （略） 六の三、六の八 （略） 七、二十四の三、 （略） 二十四の四 （略） 二十五、三十一 （略） （劇物） 第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。 一、四の四 （略） 四の五 三―アミノメチル―三・五・五―トリメチルシクロヘキシルアミン（別名イソホロンジアミン）及びこれを含有する製剤

ミン六%以下を含有するものを除く。

四の六と三十一の二 (略)

三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) (83) (略)

(84) シクロヘキシリデンーオートリルアセトニトリル及びこれを含有する製剤

(85) (110) (略)

(111) ノナニ・六ジエンニトリル及びこれを含有する製剤

(112) (117) (略)

(118) (ニZ) ニーフェニルーニヘキセンニトリル及びこれを含有する製剤

(119) (128) (略)

(129) (Z) ニーニフルオロー五 (トリフルオロメチル) フ

エニルチオーニニニ (ニメトキシフェニル) ー一・ニ
チアゾリジンーニイリデン アセトニトリル (別名フルチアニ
ル) 及びこれを含有する製剤

(130) (139) (略)

(140) ニーニ (プロピルスルホニルオキシイミノ) チオフェン
ニ (ニH) ーイリデンーニニ (ニメチルフエニル) アセトニ

四の六と三十一の二 (略)

三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) (83) (略)

(84) (109) (略)

(110) (115) (略)

(116) (125) (略)

(126) (135) (略)

トリル及びこれを含有する製剤

(141) |
 (160) |
 (略)

ニ―メチルデカンニトリル及びこれを含有する製剤

(162) |
 (169) |
 (略)

三十三―五十四の二 (略)

五十四の三 ニ―ジメチル―ニ・三―ジヒドロ―ベンゾフラ
ン―セ―イル || N―〔N―(ニ―エトキシカルボニルエチル)―N
―イソプロピルスルフェナモイル)―N―メチルカルバマート(別
名ベンゾフラカルブ)及びこれを含有する製剤。ただし、ニ・ニ―ジ
メチル―ニ・三―ジヒドロ―ベンゾフラン―セ―イル || N―〔
N―(ニ―エトキシカルボニルエチル)―N―イソプロピルスル
フェナモイル)―N―メチルカルバマート六%以下を含有するものを
除く。

五十五―百の十 (略)

百の十一 五―メトキシ―N・N―ジメチルトリプタミン、その塩類

及びこれらのいずれかを含有する製剤

百の十二―百の十七 (略)

百一―百九 (略)

2
(略)

(136) |
 (155) |
 (略)

(156) |
 (163) |
 (略)

三十三―五十四の二 (略)

五十四の三 ニ―ジメチル―ニ・三―ジヒドロ―ベンゾフラ
ン―セ―イル || N―〔N―(ニ―エトキシカルボニルエチル)―N
―イソプロピルスルフェナモイル)―N―メチルカルバマート(別
名ベンゾフラカルブ)及びこれを含有する製剤。ただし、ニ・ニ―ジ
メチル―ニ・三―ジヒドロ―ベンゾフラン―セ―イル || N―〔
N―(ニ―エトキシカルボニルエチル)―N―イソプロピルスル
フェナモイル)―N―メチルカルバマート一%以下を含有するものを
除く。

五十五―百の十 (略)

百の十一―百の十六 (略)

百一―百九 (略)

2
(略)